

第8期計画・国の基本指針における地域包括支援センターの役割について

基本指針記載事項(抜粋)	確認のポイント(課題)	地域包括支援センターの意見
<p>第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項</p> <p>五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業</p> <p>(内容)認知症施策の総合的な推進に当たって～地域包括支援センターの職員については、～評価の結果に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のほか、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組むことが重要である。～市町村は、～運営協議会の意見を踏まえて職員体制の検討を行うことが重要である。</p>	<p>三職種以外の専門職としてどのような職種が必要であるか。</p>	<p>・三職種以外に係わらず相談業務の対応が可能な職員が希望。センターの本来の役割は相談機関 ・重篤でない相談(例えば身寄りのない方の相談)受け入れる体制が希望 ・過去に栄養士が配属されていたが、個別の栄養相談ができた等、一定の効果はあった ・医師が派遣され、後方支援してくれる、相談業務の中で、緊急時に入院等で受け入れてくれる体制が希望(常駐の必要はない) ・事務職は必ずしも必要ではない(相談業務に注力した方がよい)が圏域により状況は異なる</p>
<p>第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項</p> <p>二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項</p> <p>4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定</p> <p>(内容)地域包括支援センターに対する(1)介護保険の理念や保険者として取り組むべき基本方針等の周知、(2)介護予防や重度化防止に関する啓発普及及び(3)研修、説明会、勉強会の実施といった、地域で目指すべき方向性についての考え方の共有に関する取組～その取組内容と目標について市町村介護保険事業計画に盛り込むこと。</p>	<p>介護予防・重度化防止に関する啓発普及としてどのようなものが必要か。</p> <p>研修、説明会、勉強会としてどのようなものが必要か</p>	<p>・センターに対する研修等よりは、介護事業所説明会等、介護事業所に対する介護予防・重度化防止の啓発普及の取組が必要</p>
<p>三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項</p> <p>1 地域包括ケアシステムの構築のため重点的に取り組むことが必要な事項</p> <p>(四) 地域ケア会議の推進</p> <p>(内容)地域ケア会議の運営に当たっては、市町村担当課及び地域包括支援センターが役割分担するとともに、市町村は地域包括支援センターが抽出した地域課題を随時受け付ける窓口を明確にし、地域課題解決のための検討につなげていく体制の整備や、～地域ケア会議が円滑に実施することができる環境を整えることが重要である。</p>	<p>地域課題抽出・受付窓口としてどのようなものが必要か。</p> <p>地域課題解決のための検討としてどのような体制が必要か。</p>	<p>・地域課題を事業化・予算化できる仕組みの構築が必要</p>
<p>5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項</p> <p>(三)地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化</p> <p>(内容)地域包括支援センターの～目標や地域課題・地域住民に対して果たす役割について定めることが重要であり～市町村においては、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、①業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置、②地域包括支援センター間及び行政との役割分担の明確化と連携強化③PDCAの充実による効果的な運営の継続という観点から、複合的に機能強化を図っていくことが重要である。～加えて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組むことが重要である。～②については、運営方針について、それぞれの地域包括支援センターごとに工夫して提示することが効果的であり、行政との役割分担を明確化すること。～基幹的役割を果たす地域包括支援センターや、～機能強化型の地域包括支援センターの位置付け等を行い、効果的・効率的な運営体制を構築すること。～③については、地域包括支援センターは自らその実施する事業の質の評価を行うことにより、～事業の質の向上に努めることが必要である。～市町村及び地域包括支援センターは、運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、地域包括支援センターの運営に対して適切に評価を行うこと～地域とのつながり強化という観点から、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所や介護施設など、～既存の社会資源と～連携して、地域における相談支援の機能を強化していくことが必要である。～業務負担が大きいとされる介護予防ケアマネジメント業務について、適正な介護予防ケアマネジメント費の設定等により、～必要な外部委託を行いやすい環境整備を進めていくことが重要である。</p>	<p>適切な業務量、業務内容にするために必要な人員配置は</p> <p>行政との役割分担に求めるものは何か</p> <p>運営方針は各圏域毎に必要な(各圏域の課題は何か)</p> <p>基幹センター、機能強化型センターは必要か</p> <p>現在の業務評価の改善点はあるか</p> <p>社会資源との連携において障がいとなっているものは何か</p> <p>介護予防ケアマネジメント業務における業務負担はどの程度か</p>	<p>・各センター所長は配置職員としてカウントしない立場が希望(SV的な職責) ・率直に各センターに1名増員されれば余裕はできる ・人員配置にあたっては、各受託者により給与体系も異なるため、考慮が必要 ・市の専門職の充実等、市の相談体制を強化し、早期対応できる体制の整備が必要 ・介護予防ケアマネジメントの外部委託については、外部委託がしやすい適正なマネジメント費の設定が必要 ・外部委託をしてもその管理が負担なため、後方支援してくれる体制の整備が必要</p>